

戦国大名への契機としての二階崩の変：大友義鎮(宗麟)研究覚書

芥川, 竜男 / AKUTAGAWA, Tatsuo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

38

(終了ページ / End Page)

45

(発行年 / Year)

1955-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010649>

戦国大名への契機としての二階崩の変

— 大友義鎮（宗麟）研究覚書 —

芥川竜男

三八

一

従来義鎮の名は、史上キリシタン大名として有名であり、この面からの研究は幾つか見る事が出来る。(1) また一般の概説書に於ても、右の面から出ていない現状である。とはいえ戦後封建論争の発展に伴ない、伊東多三郎氏も守護大名という角度から大友氏を取り扱つておられる。(2)

右の点から、義鎮を見る場合、先ずキリシタン大名のわくを外して、再吟味すべきであると考えるのである。

このことは、吉田小五郎氏がすでに、その著「キリシタン大名」(3) (日本歴史新書)の巻頭において、「キリシタン大名、今は何でもなく、この言葉をつかつてゐるが、果して昔から日本にあつた言葉であらうか。……まだ日本の古い記録文書の中に、この言葉を見出さぬ。確かに *Fidalgo christão*, *Seigneur chretien*, *Christian lord* といふ言葉はびつくる。これを使つて心にくく

もキリシタン大名といひだしたのは、シュタイエン師ではなかつたらうか。……」と述べられている次第で、もし日本の古い記録文書の中に、キリシタン大名という言葉が見出されたとしても、一側面を示すに過ぎないことになる。

天文十九年(一五五〇)父義鑑の跡を継いで、天正十三年(一五八七)死去するまでの時代は、丁度キリスト教が伝来し、秀吉の禁令が出された時に相当し、また室町幕府末期より、信長の出現、秀吉の九州征伐と、波乱に満ちた時代である。

かかる時代に西国九州の一角に勢力を維持せる戦国大名として研究対象に採り上げたのであるが、ここに家督相続を繞つての、お家騒動、つまり二階崩の変を考察することによつて、義鎮研究の出発点とする次第である。

註(1) 明治十一年太政官翻譯「日本西教史」上・下 大正十五

年太陽堂發行

山本秀焯著「西教史談」大正八年洛陽堂發行

シユタイシエン著吉田小五郎訳「切支丹大名記」昭和五年
大岡書店発行

姉崎正治著「切支丹伝道の輿麿」昭和五年同文館発行

(2) 史学会第四十七回大会に於ける、「守護大名の一研究」

と題しての伊東多三郎氏の発表、同大会プログラム参照

(3) 吉田小五郎著「キリシタン大名」昭和二十九年至文堂発

行

二

二階崩の変の経過を、「大友史料」所載、別記録によつてみれ

ば、

義鑑子息三人アリ。三男塩市丸ヲ甚愛ス。

(義鎮)

或時、嫡男五郎、為三湯〇二〇〇國別府浜脇ト云所へ赴ク。

其留守ニ、義鑑、齋藤播磨守、小佐井大和、津久見美作守、

田口藏人佐ヲ招キテ曰、義鎮ヲ廢シテ塩市丸ヲ家督トスヘキ

由ト云々。四人ノ者、不レ肯シテ退ク。義鑑、怒レ之テ、齋藤、

小佐井ヲ誅ス。津久見、田口、謀叛シテ、館ノ裏ノ門ヨリ欠

入、至三階間、塩市丸ヲ津久見害ス。室ヲハ、田口害シ、息

女二人、其外侍女數輩切殺シ、桐ノ間へ切テ出ツ。義鑑、拔

三打刀ニ立向フ。津久見打合セテ、義鑑ヲ疵ツク。近習ノ輩、

津久見、田口を討留畢。義鑑ハ、被深手、明後日天文十九年庚

戌二月十二日、逝去也。

謂之ニ二階崩。國中サウ動ス。義鎮、於三浜脇聞之テ、立

石ニ至ル。入田丹後守親誠、初ヨリ室家ニ頼マレテ、塩市丸

ヲ馳走セシ間、此時謀叛露頭ス。義鎮、立石ニ於テ、戸次伯

耆守鑑連、齋藤兵部少輔鎮実ニ仰テ、入田ヲ誅セシム。入田、

府内ヲ出發シテ、肥後國へ到テ、舅阿蘇惟豊ヲ頼ム。惟豊、

其暴逆ヲ惡テ、入田ヲ討テ、首ヲ義鎮ニ獻ス。於是、國中

静謐ス。義鎮ハ二月廿日ニ館ニ入テ統一家督(1)

という次第で、この変の発端は、入田親誠が「室家ニ頼マレテ」

の謀叛となるのである。

また豊後国志によれば、「末子八郎が母義鑑に寵せらるる故に入

田氏を頼みて義鎮を廢せむことを謀る」(2)とあり、右の経緯を

裏づけているのである。

なお右同書中の「大臣齋藤播磨守、小佐井大和、津久見美作、

田口玄蕃」(3)と述べられている大臣は、たいしんであり、天草

郡史料(4)の「義鑑の執事齋藤播磨守……」という記述により執

事の地位にあつて、義鑑家臣団の重要メンバーであることが分る。

入田氏も「入田丹後守親真再三諫申」(5)す地位にあつたので

ある。

斯様にして、要するに二階崩の変は末子八郎の母の嫉妬、入田

の野心が利害関係の一致を見て生じた事件ということになる。

しからはその利害関係の背後には、いかなる事情が見られるで

あらうか、先づ入田氏についてみよう。

註(1) 田北学編「大友史料」第一輯 二九—三〇頁 別記録

(2) 伊藤常足編録、日本歴史地理学会発行「太宰管内志」中

卷所載、豊後国志上、三〇頁

(3) 同右

(4) 天草郡教育会編「天草郡史料」所載、九州記卷三

(5) 大分県郷土史料集成上巻所載、「大友興廃記」卷第二七

一頁

三

豊後国志(1)によれば、入田は、直入郡入田郷矢原村に津賀牟礼城を有していた。入田氏は、大友家第四代親時の子秀直を以て祖としており、(2)入田荘を支配するに至り、所謂、同紋衆に属するわけである。南北朝動乱期にあつては、南朝方に加わり、宗家と対立するに至つてゐる。

一方大友氏は、「尊氏の晩年に当り、九州にては菊池氏の軍大に振ひ、大友・少貳二氏の如きも一時官方と成りしかば、尊氏は親ら出でて之を征せんとせしが、偶々病に罹りて薨去せり、さて義詮之に継いで立ち、如何なる方略を取りしかといふに、先づ大友・少貳の二氏を誘ひしと見え、正平十四年に至りて、二氏共に又足利方と」なり、正平十四年八月「義詮は大友氏時に肥後国守護職を授けて、其驩心を」収めているのである。(3)

翌十五年、義詮は鎮西探題として斯波氏経を九州に派遣しようとし、三月に、書を大友氏に与え、氏経援助の旨を依頼した。然るに、菊池氏の軍は益々強盛であり、肥前に打入りて殆ど勢力風靡した。

四〇

十六年六月、氏経は任に就くため九州に赴いたが、菊池武光の軍が強く、屢々少貳・大友二氏の軍を破つた。

十八年、大内弘世が、足利氏に応ずるに及んで、鎮西の北朝方の勢力は一時増大した、それでも菊池の勢力は俄然優勢であつた。為に氏経は、菊池に対抗し得ず、同年五月遂に周防の国府へ引上げた。(4)

幕府は更に渋川義行を探題として下向させたが、菊池に対抗し得ず、遂に長門に引上げた。

この間、大友氏は正平十七年、日田出羽次郎同庶子跡、菊池武光同庶子跡(舟)森富庄を阿蘇東(惟村)に去与えているのである。(5)

そののみか、

肥後国守護職事、雖拜領候、拳達京都候畢、仍去申候、可令

致軍念給候、恐々謹言

(北朝康安二年九)
二月十五日

氏 時(花押)

(6)

阿蘇東殿(惟村)

とあり、菊池の勢力に当るに、阿蘇氏を以て前哨線としてゐる。

当時「阿蘇氏は二つに分れ、惟武は官方に傾き、惟村は武家方に傾けり、而して阿蘇氏の向背は菊池氏の盛衰に大関係あれば、かくは雙方互に力を極めて之を誘つていたのである。(7)

一方入田氏は、先に述べた如く、南朝方に加わつていたのである。

右の点から見來つて、入田氏は、南北朝時代既に大友家の同紋

衆ではありながら、西岡氏の云われる、(8)兵農未分化な、豊後地方山間部に見られる名子主と名子によつて構造されている下部構造の上に乘るところの、在地土豪的性格を多分に有する段階にあり、それが南北朝動乱を契機に、頭角をあらわさんとしたが、結局失敗に終わったという経過が観察されるのである。

さらに観点をかえれば、肥後との国境における安定策が、これ以後の大夫家にとつて重要な位置を占めること、換言すれば阿蘇領に対する鎮撫策が問題となることが認識されるのである。

いましばらく、二階崩の変の解釈には迂遠の様であるが、少しく右の点について考察を進め、入田氏の大夫家に於ける位置を見定める一助とする次第である。

(1) 唐橋世濟著「豊後国志」巻六 一六三頁 昭和六年二豊
文獻刊行会発行

(2) 「大友系譜」大分県郷土史料集成刊行会発行、「大分県郷
土史料集成」上巻 所載

(3) 文学博士 田中義成著「南北朝時代史」二二六頁

(4) 同右 二二七頁

(5) 大日本古文书 家わけ第十三 阿蘇文書之一 文書番号
一七一、一七〇

(6) 同右 一六九

(7) 前掲「南北朝時代史」二五二頁

(8) 西岡虎之助氏「近世初期農村の基本的経済構造」経済学
論集第十三巻第六、七号

四

阿蘇神領についてみると、

於朝廷^一因^二尽^三忠節^四為^五肥後日向薩摩之守護職^六又於豊前・豊後・筑前肥前等国賜^七若干領地^八於^九肥後^{一〇}国者^{一一}一田^{一二}為^{一三}阿蘇神領^{一四}至^{一五}心長^{一六}年中^{一七}其後將軍義詮之時依^{一八}先規^{一九}賜^{二〇}御教書^{二一}復^{二二}為^{二三}神領^{二四}其書於^{二五}今存^{二六}之其^{二七}卜^{二八}於^{二九}豊後内^{三〇}一田^{三一}郡^{三二}・球珠郡^{三三}大佐井郷^{三四}・武蔵郷柏原^{三五}・入田庄^{三六}・佐伯^{三七}・小川上下直入郡高田^{三八}・井田郷大野庄^{三九}・内田村^{四〇}・宮貞^{四一}・羽歩^{四二}・桑原庄^{四三}(中略)御寄附之給旨、將軍之御教書等於^{四四}今存^{四五}之^{四六}地名^{四七}の件^{四八}に聊心得ぬ事^{四九}に^{五〇}徳^{五一}に^{五二}(中略)天正年中大官司惟種之時尚阿蘇郡益城郡四ヶ社領^{五三}其外諸所之郡庄等領^{五四}之^{五五}(後略)^{五六}

とあり、阿蘇神宮の社領は、九州中央部を勢力基盤としていたことが分る。

殊に、義詮時代(十四世紀中葉)にあつて、豊後地方にあつては、日田・球珠二郡に勢力が浸透しているのであつて、右の引用文中にある様に、入田庄が見える。これは前節にも述べた如く、大夫家第四代親時の子秀直の領する所となつたものであるが、在地勢力の主流によつて南朝方に加わつていたと想察される。

なおこれらの地域が、阿蘇領となつたのは、「阿蘇山衆徒領豊後柏原村年貢注文の正平廿年分」(一二六五年)の文書のある点から、領有時期の上限を知ることが出来る。

要するにこの時期に於ける大友氏は、豊後一国内の維持が精一杯であり、辺境は不安定な状況にあつたのである。

それが義鑑(親安)の代となると、辺境安定策が実施されていく。つまり永正十四年七月五日、玖珠郡閭所奉行をして、野上次郎太郎、(8) 岐部五郎左衛門尉(9) に夫々新給として充行つていく。さらに同年八月六日志手三郎右衛門尉、(5) 九月二日志手美濃守(6) 各々に対し、相続の所領を安堵せしめているのである。

右のことは、守護大名としての義鑑が、着々国内支配の実質を充実しつゝある過程を示している。

かくして阿蘇氏と大友氏の二大勢力の分岐点たる国境地帯にあつた入田氏は、両勢力間にあつて微妙なる位置にあつたのである。

それが大友氏の家臣団の編成と共に、同紋衆なるが故に要職を占めるに至り、継嗣争いに乗じて擡頭を試みたと考えられるのである。

以上に於て、大略二権崩の変の原因たる、入田氏の位置を見たのであるが、入田氏が行動を起す背後には、在地勢力の動き、それとの関係を見るべきであるが、直接その事情を語る史料はないが、一モメントとなつたと考えられる事情を次に紹介する。

註(1) 伊藤常足編録、日本歴史地理学学会発行「太宰管内志」

肥後国志之三、阿蘇郡七〇頁

(2) 大日本古文書家わけ第十三 阿蘇文書之三 二五二頁

(西蔵寺文書二十二軸ノ内八)

(3) 大日本史料第九篇ノ七 御柏原天皇 四一五頁

(4) 同右

(5) 同右

(6) 同右

五

さきに引用した如く、「義鑑ハ被深手、明後日天文十九年庚戌二月十二日 逝去也」とあり、享年四十九才、到明寺松山紹康と号した。

一方入田は、

三月、入田丹後守親誠或眞其子某、共謀叛、擲三州梅牟礼城、義鎮、命三戸次左衛門大夫鑑連、齋藤兵部少輔鎮実、及訖摩兵部少輔鑑秀、厚大蔵丞鎮忠等、往討之(1)

そこで入田は、外戚に当る阿蘇推豊のもとに赴くが、「惟豊、大怒其謀逆而逃来」り殺され、首は府内に送られ、梟された。

次いでその一族入田信濃守(按親誠子乎とある)も誅に伏した。(2)

この様な落着に至る間に、

今度津久見作守、田口新蔵人、慮外之企、無是非候、其砌、懸付、遂防戦、敵ヶ所、被班之由、忠儀、寔、無比類候、於其場、別而、粉骨之候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言

二月十五日

田北左近將監殿

義 鎮 在判

とあり、二月廿一日には、志賀安房守、志賀民部少輔に対して同じく感状を与えている。(3)

これ等田北、志賀何れも同紋衆であり、かかる変の後に於て、すかさず感状を与えて掌握につとめているのである。

なお志賀氏については、さきの感状の註として、大友史料の編者田北氏は、「志賀氏と二楯崩の反逆者の中の何人かと(入田か)親戚関係か、または何か特別の關係にありしこと前掲文書の文意より推知し得らるゝ也」とされている。

斯様にして、変後国内勢力の安定に力を尽していることが分るのである。しかるに六月になるや肥後方面の空氣險悪となつて來るのである。

註(1) 田北学編輯「大友史料」第一輯 三四―五頁

(2) 同 右

(3) 同 右 四四―五頁

六

ここで義鑑の代にさかのぼるのであるが、天文十八年つまり、二楯崩の変の前年

七月義鑑欲_レ從_二肥後国士_一而出_レ軍先陳者佐伯惟教・志賀親安
二陣者志賀鑑高・朽網鑑安三陣田原一党大分国崎土旗本及球

珠・日田兩郡の士四千余騎其勢都合一万六千余騎押入于肥後
国阿蘇郡一云云 肥後一国人義鑑手_二於_二以_二舍弟義被_一著_二置_二于
菊池_一後_二菊池肥後守義武_一(1)

という次第で、義鎮からいえば、義武は叔父に当るのである。

この義武が、翌十九年六月、二楯崩の変後六月になるや「菊池
義武、起_レ兵、義鎮使_二志賀親守、志賀鑑綱、戸次鑑連等將兵、往
擊_レ之_一(2)」ということになり、同月廿八日この功によりて、

就_二今度、入田信濃守悪行頭然_一、加_二退治_一候之刻、以_二無_二二心
底_一、從_二最前、預_二馳走_一候之故、遂_二誅伐_一候、本望候、然_レ処、
到_二肥後国、義武現形之條、打_二統在陣軍劣、御忠貞、誠、感悅
無_レ極候、為_二入田拾貳名之内、三拾貫分_一別紙_一、
候、可_レ有_二知行_一候、恐_レ々謹言

六月廿八日

義 鑑 在判

志賀安房守殿

(文同) 蓋、作_二入田跡九重名之内
三拾貫文_一◎月日同前

義 鑑 在判

志賀常鑑高陸介殿

となつて、漸く肥後方面の安定をみたのである。

斯かる肥後方面の安定をみるには、その前提として、玖珠郡衆
中の把握がなされているのである。すなわち

今度、各、別而、可_レ有_二馳走_一地盤之由、对_二小原遠江守_一、入
魂之趣、鑑元、毎度、注進候、国家大篇、此時候、对_二義鎮_一、

各一段、可^レ被^レ顯^ニ無^ニ之^ニ心底事、憑存候、殊、急度、可^レ被^レ寄陣之由候、万端、堅固之才覚、無^ニ申迄^ニ候、恐々謹言
六月十九日

義 鎮 在判

帆足右衛門大夫殿
太田安芸守殿
恵良若狭守殿
古後左近太夫殿
松木丹後守殿
小田次郎兵衛尉殿
恵良肥前守殿
岐部五郎左衛門尉殿
平井宮内少輔殿
野上左衛門大夫殿
其外郡衆中

義 鎮(4)

ということになり、何れも豊後清原の一統であり、国衆の確実な把握があつたればこそ、肥後方面の安定をみる事が出来たのである。

註(1) 「太宰管内志」中巻所載 豊後国志之一 二九—三〇頁

(2) 田北学編「大友史料」第一輯 四四頁、前置文、編者の註として「菊池義武は、大友義鑑の弟にして、義鎮のためには実の叔父也。大友家より入りて菊地家を継ぐ。然るに

四四

絶えず大友家に対し謀叛し乱をなす。(後略)」と述べられている。

(3) 同右 四四—四五頁 史料七六、七七

(4) 同右 四三頁 史料七五

七

以上二楮崩の変について、その経過と、そこに発端の鍵を握る入田氏、さらに後背地肥後方面との関係を見て来たわけであるが、少なくとも南北朝動乱期以後に於ては、肥後の勢力に対しては常に注意を怠らず、これに対して直接的な行動に出ることを厳に注意している。換言すれば、豊後国内の支配を固めるのが精一杯であつたといえるのであつて、中央勢力交替の契機を把握して、足利氏と結び、常にその連絡を保ち、中央の権威を背景とし、守護大名としての上昇をたどつたのである。

そして義鑑の代には家臣団も不安定ながら編成されておられ、府内は城下町として一応の繁栄をみるに至つていた。(1)この様な時期に二楮崩の変が生起したのであつて、当時の大友氏領下の実状を、義鑑の遺言状が如実に示している。

一、国衆、加判衆、一意之事

付、奉行之事

田北大和守

一万田弾正忠

白杵四郎左衛門尉

吉岡越前守

小原四郎左衛門尉

一、重誓、並、日記箱之事

一、当国、別而、治世可_レ覚悟入_レ事、付分国所々一、上下共、邪正之儀、能々、可_レ有_レ糺明_レ事一、日田郡之事、先以、可_レ為_レ如_レ今事一、立花城可_レ取哉否之儀、能々、可_レ有_レ三思慮_レ事一、於_レ筑後国上下之間、一城可_レ有_レ覚悟_レ事一、当方大内間之事、倍、無_レ二之儀、可_レ然事一、当方立柄、如_レ前々、無_レ相違、可_レ被_レ申付_レ事一、持物衆之儀者、義鎮、能々、以_レ分別_レ可_レ被_レ相定_レ事一、加判衆之儀者、可_レ為_レ六人事付為_レ二紋之衆三人

以上(2)

右の如く、全文十一ヶ条の内、六ヶ条(第三、五、六、七、八

九条)が豊後国内及びその隣接諸国の把握について述べている。

これ等の地域は、宮本又次博士の云われる、少式大内、菊池、阿

蘇の地域類型に相当する。(3)

なお、第十、十一條は、何れも家臣団について述べている。

したがって、この遺言状は、領内支配の確立の要点を具体的に指摘したものとえよう。

但しこの遺言には、前述した如く、天文十八年肥後を従え、義時を菊池に置いて安定したと考えたのか、何等触れていない。

故に義鎮が義鑑の跡をつぎ、「任_二左衛門督_一、又、兼_二近衛權少將_一、受_二交讓_一」為_二第二十代家督_一、補_二九州探題_一、領_二豊後・豊前・

筑後・筑前・肥後・肥前守護職、及、日向・伊予各半国」(4)を領有するに至っているが、その支配形態は、豊後国内の一円支配を略完成し、家臣団の編成をみ、他国の、要所に、同紋衆、国家のめばしいものを配置して、在地勢力の掌握を計るという状況であつた。

かゝる時に、二権崩の変の発生をみたことになるのである。

しかるに、この変の主謀者入田氏は、その状況観察が閉鎖的であり、在地勢力によつては下剋上し得ない限界にあつた。それと同時に、大友氏にとつては、守護大名から戦国大名へ転換する契機としての意義が考えられるのである。

註(1) 豊田武著「中世日本商業史の研究」岩波書店昭和二十七年発行 三五四頁 三六一頁参照

(2) 田北学編「大友史料」第一輯 三一―三二頁 史料五七

(3) 経済学博士宮本又次編「九州経済史研究」三和書房 昭和二十八年九月発行 右所載 宮本又次「九州社会・経済史に於ける地域性」参照

(4) 田北学編「大友史料」第一輯 一頁

88 頁上段	87 頁中段 7行	8281 頁下段 7行	カ7269 ラ頁下段 7行 追記3行 終リ	66 頁上段 9行	65行 頁上段 11行	63 頁下段 最終	57 頁下段 7行	行々 終リカラ 6	43 頁下段 5行	519 頁終リ カラ	頁・行
文北史学	南玉郡川柳	十一月十一日 参加者	頼挫 重	何公使の返簡	明治十三年五月	十月九日 「題に關する」	「琉球所屬問	介 志賀常鑑高陸	翌十九年	それと共に	誤
文化史学	南埼玉郡川柳	十一月十八日 参加者	頼坐 重複	何公使宛返簡	明治十二年五月	十月初九日 「關する」	「琉球帰属に	志賀常陸介	十九年	それと共に	正